

提案事項第3号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 町章、町民憲章、町の木、町の花については、新町において新たに定めるものとする。
- 2 町民歌については、新町において必要に応じて制作するものとする。なお、旧町の町民歌も地域の歌として残していくものとする。
- 3 姉妹・友好提携都市及び友好交流都市、都市宣言、表彰については、新町において調整するものとする。

平成15年6月27日提出

【慣行】

調整方針調書

項 目	現 況			課 題	調整方針
	中 山 町	名 和 町	大 山 町		
町章	<p>昭和 32 年 12 月 14 日制定</p> <p>中山町町章</p>  <p>(由来) 平和、親愛、向上、発展を象徴したもの</p>	<p>昭和 31 年 7 月 31 日制定</p> <p>名和町町章</p>  <p>(由来) 名和長年公の紋所、帆かけ船を模して町名の「名和」を図案化したもの</p>	<p>昭和 40 年 8 月 30 日制定</p> <p>大山町町章</p>  <p>(由来) 国立公園大山を表し、一円融合、生々発展を象徴するもの</p>	各町で状況が異なる。	新町において新たに定めるものとする。
町民憲章	<p>中山町町民憲章 (昭和 47 年 11 月 2 日制定)</p> <p>わたくしたちは、豊かな明るい町をつくるためにこの憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 水清く緑豊かな郷土を守り育てます。 1 心とからだを健やかにし、いつまでも自分をみがきます。 1 敬愛と感謝の念を失わず、明朗な家庭をつくります。 1 おたがいに仲よくゆずりあい、住みよい町づくりに励みます。 1 自由と平和と奉仕を忘れず、いっしょうけんめい働きます。 	<p>名和町民憲章 (昭和 54 年 11 月 13 日制定)</p> <p>わたくしたちは、歴史と伝統に輝く名和町の町民です。みんなで、豊かな住みよい町をつくるためこの憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 海青く、花と緑につつまれた、きれいな町をつくりましょう。 1 身も心も健康で明るい家庭をぎぎきましょう。 1 お互いに愛しい心豊かな人になりましょう。 1 教養を高め、産業の振興と文化の向上につとめましょう。 1 手をつなぎ、はげましあって福祉の輪をひろげましょう。 	<p>大山町民憲章 (昭和 54 年 11 月 4 日制定)</p> <p>私たちの大山町は、秀峰大山と歴史にめぐまれた由緒あるまちです。私たちは美しい自然と文化の遺産を誇りとし、明るく住みよい町づくりを進めるため、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 私たちは、自然を愛し、かがやかしい伝統を守りましょう。 1 私たちは、教養をたかめ、青少年を健やかに育てましょう。 1 私たちは、ゆたかな心で手をつなぎ、秩序ある町をつくりましょう。 1 私たちは、健康に心がけ、よく働き産業を伸ばしましょう。 1 私たちは、信頼のきずなを大切に、温い家庭をぎぎきましょう 		

【慣行】

調整方針調書

項 目	現 況			課 題	調整方針
	中 山 町	名 和 町	大 山 町		
町の木、花等	町の木 サザンカ 町の花 ハマナス	町の木 松 町の花 さくら	町の木 大山キャラボク 町の花 サザンカ	各町で状況が異なる。	新町において新たに定めるものとする。
町民歌	中山町民歌	名和町民歌「あしたを築く」			新町において必要に応じて制作するものとする。 なお、旧町の町民歌も地域の歌として残していくものとする。
姉妹・友好提携都市及び友好交流都市	アメリカ合衆国カリフォルニア州テメキュラ市 (H6～) 愛媛県中山町 (H7～)	広島県呉市 (H7～)	韓国襄陽郡 (H13～) 富山県大山町 (S62～) 大分県大山町 (S62～) 沖縄県嘉手納町 (S63～)		新町において調整するものとする。
都市宣言	非核平和 S60.6.22 人権尊重 S63.9.29	非核平和 S60.9.24 人権尊重 S63.9.10 暴走族追放 S56.3.24	非核平和 S60.12.25 人権尊重 S63.12.20 飲酒運転追放 H1.9.21 ゆとり創造 H2.3.20		同上
表彰	中山町表彰条例 公益事業に功労顕著 勤続年数による表彰(特別職等) 勤続年数功労顕著(職員) 徳行卓絶 多額寄附(個人30万、法人100万) その他特に必要 中山町教育長表彰内規 成績優秀、その他 中山町国民健康保険優良世帯表彰(内規) 前年度診療を受けず、成人病検診等を全員が受けている世帯等	名和町表彰規程 功労表彰 善行表彰 名和町100歳者表彰規程 100歳に達した者 名和町教育委員会表彰規程 功労表彰、善行表彰 名和町国民健康保険健康優良家庭表彰規程 国民健康保険事業に顕著な功績があったもの	大山町表彰規程 功労表彰 善行表彰 大山町教育委員会内規 功績顕著、学業成績優秀 大山町国民健康保険健康優良家庭表彰規程 心身共に健全で、長期にわたり診療を受けなかった国民健康保険被保険者世帯		同上

先進事例

■篠山市

- (1) 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。
- (2) 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。
- (3) 各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。
- (4) 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

■西東京市

- (1) 市章は、新市において調整する。
- (2) 市の木、花、鳥は新市において調整する。
- (3) 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において調整する。

■さいたま市

- (1) 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。
- (2) 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。
- (3) 都市間交流については、新市において継続する。
- (4) 名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。

■潮来市

- (1) 市章は、当面、潮来町の町章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市章を制定することとした。
- (2) 市の花、木、鳥については、当面、潮来町の花・木・鳥を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市の花・木・鳥を制定することとした。
- (3) 市民憲章については、当面、潮来町の町民憲章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市民憲章を制定することとした。

■あきる野市

市の花、木、鳥、歌については、新市において新たに定めるものとされ、合併後公募によって決定された。

■内子町・五十崎町合併協議会(内子町)

- (1) 町章については、合併までに公募により制定する。
- (2) 町民憲章、町の花、町の木については、合併後制定するものとする。
- (3) キャッチフレーズ等については、総合計画の策定とあわせて新たに制定するものとする。
- (4) 町の歌については、合併後必要に応じて制作するものとする。
- (5) 宣言については、合併後新たに制定するものとする。
- (6) 名誉町民については、すでに両町において功績を称えるため、その称号を贈っていることから、新町の名誉町民として引き継ぐものとし、待遇及び特典については、合併時に調整するものとする。
- (7) 表彰については、合併時に調整するものとする。
- (8) 各種行事等については、原則として現行のとおりとするが、合併後調整するものとする。

■南宇和合併協議会(愛南町)

慣行については、新町において調整する。ただし、名誉町民等については、すでに各町において功績を称するため、その称号を贈っていることから合併時に調整する。

■東郷湖周地域合併協議会(湯梨浜町)

- (1) 町章、町民憲章、町の木・花、都市宣言、名誉町民制度、表彰、新年祝賀式については、新町において調整する。
- (2) 音頭については、現行のとおりとする。
- (3) 姉妹・友好提携都市については、羽合町の例による。